



平成18年11月15日

各位

会社名	株式会社ユーラシア旅行社
代表者名	代表取締役社長 井上利男 (コード番号 9376)
問い合わせ先	取締役管理部長 出口桂太郎
電話	03-3265-1691

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月15日開催の取締役会において、平成18年12月22日開催予定の第21回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことなどに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会における代理人による議決権行使について、代理人の数を明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第13条)
- ② 取締役会の機動的な運営を図るため、一定の要件のもとに取締役会決議を書面または電磁的方法にて行うことを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第22条)
- ③ 新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案第6条(株券の発行)、変更案第15条(取締役会の設置)、変更案第26条(監査役の設置)を新設するものであります。
- ④ その他、上記の変更等に伴い、構成の整理、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数及び条項の調整を行うなど規定の整備を図るものであります。

#### 2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成18年12月22日
定款変更の効力発生日	平成18年12月22日

以上

(別紙) 定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。</p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、147,600株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、147,600株とする。</p>
<p>(新株引受権の特例)</p> <p>第6条 当社は、取締役又は使用人に商法第280条ノ19第1項の規定による新株引受権を付与することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株式の発行)</p> <p>第6条 当社は、株券を発行する。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び端株原簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。  2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

<p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p>第15条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p>

<p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第21条 (現行どおり)  2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 (新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規則) 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則) 第24条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の設置) 第26条 当社は監査役を置く。</p>
<p>(監査役の員数) 第25条 当社の監査役は、3名以内とする。</p>	<p>(監査役の員数) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任方法) 第26条 監査役は、株主総会において選任する 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(監査役の選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(報酬) 第28条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(営業年度及び決算期) 第29条 当社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>(事業年度) 第31条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当及び中間配当) 第30条 当社の利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者並びに同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。 2 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者並びに同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、商法第293条の5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）をすることができる。</p>	<p>(期末配当の基準日) 第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。  2 前項のほか、基準日を決めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(中間配当) 第33条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第31条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
<p>(附則) 第27条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のおり任期は3年とする。</p>	<p>(削除)</p>